

# 世界的な金融危機への 継続的対応



株式会社日本政策金融公庫  
国際協力銀行  
国際経営企画部 報道課長

おがわ かずのり  
小川 和典

国際協力銀行(Japan Bank for International Cooperation:JBIC)は、2008年10月、株式会社日本政策金融公庫の国際部門として業務を開始しました。現在、わが国と国際社会の健全な発展に貢献するために、

- わが国にとって重要な資源の海外における開発および取得の推進、
  - わが国の産業の国際競争力の維持および向上、
  - 地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進、そして
  - 国際金融秩序の混乱への対処、
- という4つの分野で業務に取り組んでいます。

設立とほぼ同時に世界的に金融市場の混乱が本格化したため、日本企業の海外でのビジネス活動に必要な資金を円滑に供給できるよう、「国際金融秩序の混乱への対処」の業務にも注力しました。これまでの金融危機へのJBICの取り組みについて紹介します。

## 1. 日本企業の海外事業に関する資金調達支援

### (1) 国内企業向け貸付および先進国事業向け貸付・保証

JBICの業務は法律(株式会社日本政策金融公庫法)で、プラント輸出金融等の国内貸付や、先進国における日本企業の海外事業の支援については、原則撤退しました。しかしながら、海外事業を展開する日本企業が資金調達面で大きな影響を受けて、ドル資金の流動性確保という観点から支援が求められ、2008年12月以降、政令・財務省告示の手続きを経て、臨時的に以

下の機能が付加されました。なお、当初2010年3月末までの時限措置でしたが、不安定な国際金融市場動向も踏まえ、期限が当初予定より1年延長され2011年3月末までとなりました<sup>(注1)</sup>。

### ① 日本の国内企業に対する貸付<sup>(注2)</sup>

国内輸出企業向けのサプライヤーズクレジットの供与(輸出金融)および国内企業を通じた海外事業資金の貸付(投資金融)を実施することになりました。なお、中堅・中小企業向けの国内貸付は従来より可能であり、積極的に対応しています。

### ② 日本企業の先進国事業に対する貸付・保証<sup>(注3)</sup>

JBICの投資金融は、これまで資源の開発・取得の促進等限られた分野を除いて途上国における事業が対象でしたが、日本企業(中堅・中小企業を含む)の先進国における事業に対する貸付・保証を、民間金融機関と協調して実施することとなりました。

## (2) 本邦金融機関経由ツー・ステップ・ローン

日本の中堅・中小企業の海外事業の資金調達をよりきめ細かく支援するため、中堅中小企業・中規模企業(準大手)の現地法人に対して、本邦金融機関を経由したツー・ステップ・ローンによる支援も実施しました。2009年5月および12月の2回にわたり対象金融機関の公募を実施、その結果、3月末現在で合計72億ドルを本邦金融機関へ供与しました。なお、2009年度第1回(合計30億ドル)の利用状況は、総額の8割以上が電機・電子、

自動車部品等の幅広い層の中堅・中小、中規模企業に転貸されています。

### (3) 実績

日本企業の海外事業に関する資金調達支援の実績については、開始以来2010年3月末日現在で、合計122件、総額13,927億円相当となっています。引き続き市場の動向を注視していきながら、日本企業のグローバルなビジネス活動に必要な資金を民間金融機関とともに円滑に供給するために着実に取り組んでいきます。

表1 海外事業支援緊急業務実績 (2010年3月末)

日本企業の資金調達支援	件数	金額
開発途上国	59	1,788億円
先進国	63	12,139億円
合計	122	13,927億円

本邦金融機関経由TSL	件数	金額
	8	72億ドル

## 2. 国際的な金融システムの安定化支援

日本企業の海外事業支援に加えて、これまでJBICが業務を通じて培ってきた途上国政府・政府機関や国際金融機関との関係や経験・ノウハウを活用して、この1年、貿易金融の支援や、途上国の資金調達支援等、国際金融システム全体の安定化に向けて取り組んできました。

### (1) 貿易金融の支援

2009年2月のG7財務大臣・中央銀行総裁会合の機会に、日本政府は、JBICを通じたアジアを中心とした途上国の金融機関に対する2年間で総額10億ドル規模（後に15億ド

表2 貿易金融の実績一覧 (2009年度)

時期	国・地域	相手先	金額
2009年 9月	韓国	韓国産業銀行	200億円
2009年10月	南アフリカ	スタンダード銀行	1億5,000万ドル
2009年10月	マレーシア	マレーシア輸出入銀行	1億ドル
2009年10月	インドネシア	インドネシア輸出入銀行	1億ドル
2010年 1月	南米	アンデス開発公社(CAF)	1億ドル
2010年 3月	インド	ICICI銀行	1億ドル

表3 サムライ債発行支援 (JBIC付保) 実績一覧 (2009年度)

時期	発行体	金額
2009年 7月	インドネシア	350億円
2009年11月	コロンビア	450億円
2009年12月	メキシコ	1,500億円
2010年 2月	フィリピン	1,000億円

ルに拡充)の貿易金融支援を表明しました。

これを受けて、これまで合計6件、総額約7.5億ドルと、多岐にわたる相手先に貿易金融支援の融資を供与しました。引き続き貿易金融支援を進めることで、世界全体の貿易取引の活性化を支援し、国際展開する日本企業の貿易活動への底支えを果たします。

### (2) サムライ債発行による途上国の資金調達支援

2009年2月、JBICを通じた金融支援として、インドネシア政府が日本の債券市場で発行する円建て外債(サムライ債)に対するJBIC保証の付与につき、日本とインドネシア両国政府が合意しました。これに基づき7月、インドネシア政府は初のサムライ債350億円(JBIC保証付)を発行しました。

この取り組みを、国際金融・資本市場の混乱により、債券発行が一時的に困難となっているアジア諸国に対しても同様に適用し、市場からの資金調達(マーケットアクセス)回復に向けた自助努力を支援するため、2009年5月に、「アジア諸国向けサムライ債発行支援ファシリティ(Market Access Support Facility : MASF)」が発表されました。MASFは最大5,000億円規模で、JBICが保証を供与し、アジア諸国のサムライ債発行を支援します。このMASFを活用して、2010年2月にフィリピン政府がサムライ債1,000億円を発行し、資金調達を実施しました。

また、MASFとは別に、アジア以外の途上国についても、コロンビア政府およびメキシコ政府がそれぞれ発行するサムライ債に対して保証を供与しました。

図 JBICの国際金融システム安定化支援

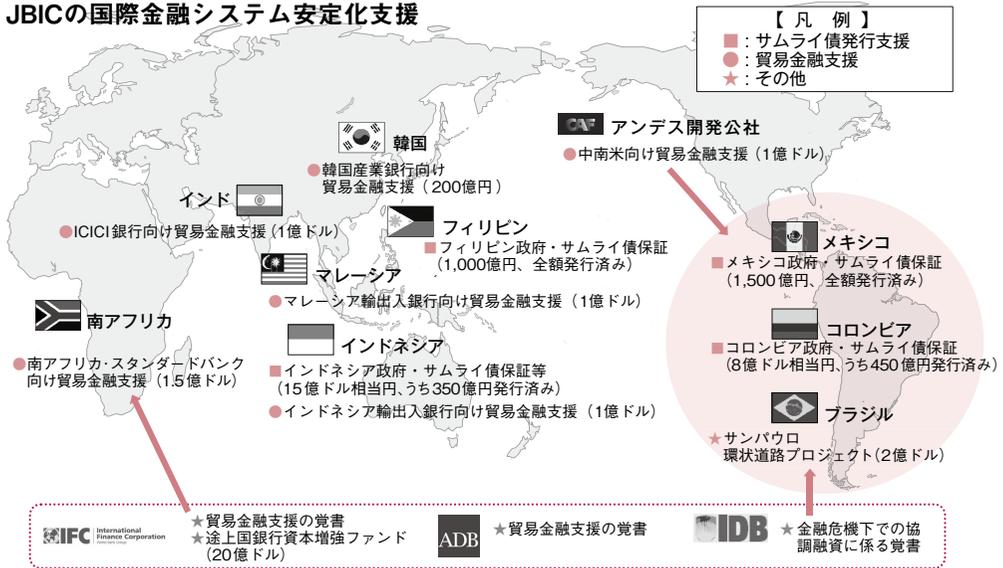


表4 環境投資実績一覧

時期	国・地域	案件概要
2009年 7月	インド	火力発電設備製造事業(融資)
2009年10月	UAE	民活発電・淡水化事業(IWPP)(融資)
2009年10月	インド	火力発電設備製造事業(融資)
2009年10月	アジア	省エネ・環境関連事業投資ファンド(出資)
2009年12月	アジア等	新興国向けインフラファンド(出資)
2009年12月	韓国	火力発電設備等輸出(韓国産業銀行経由)(融資)
2009年12月	カザフスタン	火力発電設備等輸出(カザフスタン開発銀行経由)(融資)
2010年 1月	中東	気候変動緩和と関連対策事業(出資)
2010年 3月	インドネシア	民活発電事業(IPP)(融資・保証)
2010年 3月	インドネシア	民活発電事業(IPP)(融資・保証)
2010年 3月	メキシコ	発電プラント輸出(融資)
2010年 3月	モルディブ	上下水道運営事業(融資)

炭火力発電等)、エネルギー効率化・省エネ案件、水(上下水道、排水処理、淡水化、造水事業)、都市交通ネットワーク等です。地球環境問題をビジネス機会としてとらえる日本企業の関心の高まりを受け、JBICとしても、環境分野における大きな資金ニーズを民間金融機関と協調して支援していきます。

### 3. 海外における環境投資支援

2009年3月、日本政府は、金融危機による当面の景気落込みに対する景気対策の観点から、環境改善等の長期的なインフラ課題にも対応できる環境投資について、JBICを活用して支援する旨決定しました。これを受け、民間資金も動員しながら、アジアを中心とした途上国を対象に、50億ドル規模の環境投資を支援することとしました(期間2年程度)。実績は3月末時点で12件、54億ドルとなりました。

対象とする分野は、環境負荷の少ない発電事業(太陽光、地熱、風力発電、高効率の石

### 4. 最後に

JBICは今後も、海外での日本企業の海外事業展開の支援や、国際金融システムの安定化に向けて、国際金融機関や途上国政府・政府機関等と密接に連携しながら、民間金融機関と協調して、引き続き機動的かつ着実に取り組んでいく所存です。

(注)

- 2009年12月8日付で政府が発表した「明日の安心と成長のための緊急経済対策」および2010年2月15日付財務省告示参照
- 2008年12月19日付経済対策閣僚会議にて取り決められた「生活防衛のための緊急対策」に基づく、同年12月25日付の財務省告示参照
- 2008年12月26日に閣議決定された「株式会社日本政策金融公庫法施行令の一部を改正する政令」参照

